

平成 22 年 1 月 1 日 発行

年頭のご挨拶 田邊理事長

明けましておめでとうございます。組合員の皆様には
良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は政治的にも経済的にも激動の年でした。リーマンショックに端を発した世界的な景気後退の続く中で、8月の総選挙では自民党から民主党への政権交代があり、このため政策方針も大きく転換しました。

鳩山首相の「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズのもとに公共工事関連の施策が大幅に後退するなか、回復兆候の見え始めていた景気も再び下降の一途をたどっています。

本県においてはこの傾向が特に顕著で、平成2年をピークに生コン需要は減少し、本年度は生コン工場の経営は一層苦しくなると予想されます。こうした状況下で経営の改善を図るには集約化を主眼においた構造改善が必須と思われませんが、構造改善を実効あるものにするには共販体制の確立が条件であり、組合員が一丸となる必要があります。組合員の皆様の英知を結集しながら、この難局を乗り越えたいと思っております。

構造改善事業について

前号でもお知らせしましたが、生コンクリートの出荷量は年を追って減少を続け、すでに本県ではピーク時の4割を下回っています。

一方、その間の生コン工場数はあまり減っていないため、1工場当たりの出荷数量は極めて少なくなり、非常に厳しい経営を迫られています。

構造改善については、もう30年以上も前から1次～3次と回を重ね着手されてきましたが、集約化による工場の共同廃棄はあまり進まず、過剰設備の廃棄による「適正規模・適正配置」は進展していません。これは、生コン需要が少ないとはいえ、これまでは採算分

岐数量を何とか上回っていたこともあり、直面する緊急事態としての認識が薄く、共同廃棄が思うように進まなかったこと、また新規に参入する工場が後を絶たなかったためです。

しかし、いまや1工場当たりの出荷量は採算分岐点を下回るようになりつつあり、これまでの構造改善のように、そのうち何とかなるだろうと、植木等さんの歌のように構えているわけにはいきません。

加えて環境問題への対応や品質向上への社会の要求が高まっていることなどを理由に、J I S規格も次の10項目が改正される方向へ動いています。

①生産実績の延長

登録認証機関への申請には、従来の直近6ヵ月の実績だったものが、12ヶ月間の実績が必要となる。

②品質管理責任者(QMR)の選任の義務化

責任者(工場長)を選任することが義務化され、製造部門とQMRの兼任が禁止される。

③コンクリート主任技士の配置の義務化

品質管理責任者の資格要件にコンクリート主任技士資格保有が追加される。

④運転手に対する教育実施の義務化

アジテータ運転手に対する教育のための社内規格の整備とそれに基づく教育の実施が義務化される。

⑤表面水率の自動測定の義務化

計量の都度、リアルタイムに細骨材の表面水を自動測定することが義務化される。

⑥運搬時間の適正化

運搬時間の上限延長に伴う処置方法及び記録が規格化され、協議のうえでも90分を超える延長が不可能になりそう。

⑦硬化コンクリートの品質保証の範囲拡大

乾燥収縮等の対応のための方策が必要となる。

⑧計量記録の自動印字の義務化

納入書と同時に自動印字した計量記録提出が義務化される。

⑨出荷コンクリートのトレーサビリティの確保

出荷生コンのトレーサビリティ確保のため、原材料及び製造等に関する情報をICチップ等のメディアを利用して保管する。

⑩瑕疵担保保険等へ加入の義務化

住宅瑕疵担保履行法の成立に伴い、生コン業界でも瑕疵担保保険等への加入が義務化される。

現段階では「案」のようですが、集約化等について検討すると共に、今後のJ I Sの動向に注目しましょう。



技士試験合格者

昨年 11 月に実施された日本コンクリート工学協会の平成 21 年度コンクリート技士試験の合格者がこのほど発表されました。

編集局の把握している範囲では、当組合理工場の中から次の 6 名が合格されています。(敬称略)

岡林克幸 (日和崎生コン)

曾我部充 (吾北生コン)

谷本美香 (島崎商事・越知生コン工場)

中山義明 (高知麻生生コンクリート)

野島正人 (香北菱光コンクリート)

山田憲二 (日和崎生コン)

なお、同時に実施されたコンクリート主任技士試験の合格発表は 2 月末ごろの予定だそうです。

品質監査終わる

高知県生コンクリート品質管理監査会議 (議長高知工科大学社会システム工学科教授島弘氏) による平成 21 年度の品質管理監査は、47 工場を対象に、昨年 9 月 29 日～10 月 27 日に実施されました。

この品質監査は工業組合理工場だけでなく、県下のすべての生コン工場に門戸を開いており、所在地の分かる範囲で員外工場にも案内状を送付しましたが、照会も申込みもありませんでした。

例年実施されているこの監査は、高知県下の生コンクリート工場の品質管理体制の維持状況を把握し、「全国生コンクリート品質管理監査会議」の決めた基準に従って合否判定するもので、本年度は次の場合を合格と定めています。

- ① J I S マーク表示認証工場であること。
- ② 各監査項目の減点数の合計が 20 点以内であること。
- ③ 圧縮強度、スランプ、空気量、塩化物含有量並びに材料の計量精度の現地検査の評価は、いずれも C 評価 (不適合) でないこと。
- ④ コンクリート技士、品質管理責任者 (QMR) の選任及び強度管理の評価は、いずれも C 評価 (不適合) でないこと。(但し、QMR については来年度からの減点となり、本年度は減点しない)

さらに本年度は、県外の工場での不適合原材料使用発覚問題等を踏まえ、実際に使用されている骨材が社内規格に規定されたものと合致しているかどうかをチェックされるなど、一段と厳しいものでした。

監査の結果は 12 月 10 日に開催された「第 2 回高知

県生コンクリート品質管理監査会議」で審議され、全工場が合格と判定されました。その判定に基づいて全国会議議長宛に、適マークの使用承認を申請しましたので、各工場に対する使用承認と適マークの交付は 3 月末ごろになる予定です。

本年度受審した工場の主な減点の内容は、前記④の有資格技術者の配置不足、それに強度に関する全国会議の上限基準 (呼び強度の 1.5 倍以下) を超えている工場がかなり多かったことです。なお、この強度の上限については、各地方会議からも異論が出ていますが、今のところ全国会議では変更予定はないようです。

また、多くの第三者に立会をしていただき、この制度を評価する意見が多かったのですが、中には、「予めチェック項目も実施日も分かっているような監査に、どれほどの意味があるのか」「高知県生コンクリート監査会議といっても、実質的には生コン工業組合内々の監査ではないか」という冷めた意見もありました。

さらに監査会議委員の中から、品質管理体制が不備で適マークを停止 (取消) された場合の再交付までの期間を現行 (30～270 日) よりも大幅に長くすべきではないかという意見もありましたが、結論には至りませんでした。

また、監査の公平性・透明性を上げるために、来年度からはいくつかの工場に対して試験的に外部監査員の導入を図ることが決定されました。

最後に、監査員の皆様には大変お世話になり、まことにありがとうございました。

追記：品質管理監査会議における生産者側委員の 1 人として 22 年度より、中央生コンクリート(株)池本静男氏の就任が決まりました。

骨材共通試験 を実施します

生コンの原材料のうち、骨材は約 7 割の容積を占めているので、生コンの性状は骨材の品質に大きく左右されます。そのため骨材の品質をよく把握することが大切で、J I S では骨材の種類別に試験項目ごとの実施頻度が決められていますが、試験結果の精度は技術者の技量に影響されます。

このたび、工業組合技術委員会では全生連技術委員会の要請により、試験結果の信頼性やばらつきを調査する目的で、同一の骨材を各組合理工場個別に試験していただき、その結果を持ち寄りって解析する「共通試験」を計画しました。

これまでに、高知県全体でこうした共通試験を実施したことはありませんが、試験室員の技術力向上に極めて有用と思われますので、各工場のご協力をお願いします。

今回は細骨材の微粒分量、密度及び吸水率、粒形判定実積率の3項目について行ないます。詳細については、技術センター東部試験所までお問い合わせください。

救命講習会を実施 青年部

10月14日、工業組合ビル3階会議室において青年部主催の普通救命講習会が開催され、18名が受講しました。

高橋会長の挨拶の後、高知市中消防署旭出張所の講師による簡単な座学につき、同所職員3名の指導により、人形を使っての蘇生法の実習及びAED使用方法の実習があり、参加者は真剣に取り組んでいました。



熱心に取り組む青年部員

呼吸が止まり心臓も動かなくなった直後の人の生存への可能性を維持するための方法の一つに、特殊な器具や医薬品を使わなくても行なえるこの心肺蘇生法があります。

人間の脳は呼吸が止まってから5分ほどで酸素不足によって不可逆的な状態に陥りますが、2分以内に心肺蘇生が施された場合の生存率は90%、4分では50%、5分では20%程度と急速に下がっていくそうです。したがって、救急隊が到着するまでのこのわずかの時間に、現場に居合わせた人によって心肺蘇生法が行なわれるかどうかが生生存率を左右することになります。

最近よく耳にするAED(Automated External Defibrillator)というのは、日本語訳すると自動体外式除細動器というそうで、難しい原理は分かりません

が、心臓が停止したときに、電気的なショックを与えて心臓を生き返らせる機器です。

昔は医療救急従事者以外の使用が禁じられていましたが、前記のように心拍停止後の経過時間が短いほど蘇生する確率が大きいことから救急隊員の到着を待たなくてもよいように、一般人でも扱えるよう法律が改正され、最近では駅や公民館など、ちょっとした公共施設にも備えられています。

使い方は簡単で、2つのパッドを肩と脇に当て、スイッチを入れて充電が完了すると自動的に機器が手順をアナウンスしてくれるので、それに従って放電スイッチを押すだけです。



AEDと併用する

欧米ではこうした蘇生術を習得している一般市民が多く救命に一定の効果を上げているそうですが、日本での心肺蘇生法の普及率はまだまだ低いので、広く普及させるために消防庁などが中心となり一般市民への啓発や講習が行なわれています。こうした蘇生方法やAEDを扱える人が多くなれば、交通事故などでの死者も減るのではないのでしょうか。

心肺蘇生法やAEDの使用方法については、総務省消防庁のホームページなどに載っていますので、それを参考にすると共に、機会があれば皆様も実際にこうした講習を受けておくとよいでしょう。

なお、受講者には高知市消防長より「普通救命講習I修了証」が交付されました。

青年部全国大会 東京

全国生コン青年部協議会第8回全国大会が11月18日に東京都内で開催され、当協同組合青年部からの12名を含む約200名が参集しました。

林会長の挨拶に続く全生連吉田会長及び田邊青年部担当副会長(当組合理事長)の祝辞のあと、全生連共

同事業委員会の久貝委員の『新たに問う 生コン業界の構造改善』と題する基調講演に移り、参加者は熱心に聞き入っていました。



↑ 事例発表する高岡氏 閉会挨拶する高橋全生青副会長 ↓



引き続き構造改善に関する3件の事例発表があり、そのうちの1件を、集約化をいち早く推進して大きな成果を上げている本県幡多生コンクリート協同組合員(有)幡多コンクリートサービス代表取締役高岡始氏が『集約化こそが生コン産業の生きる道』と題して、幡多生コンクリート協同組合における集約事例を発表し、参加者から多くの質問を浴びていました。

同協組内の集約の実績についてはすでに皆様もよくご存知のことと思いますが、改めて集約化の重要性を感じさせられました。

最後に、青年部の更なる発展を願い、全生青年部高橋副会長が力強く閉会の挨拶を行ないました。

新規項目認定される 東部試験所

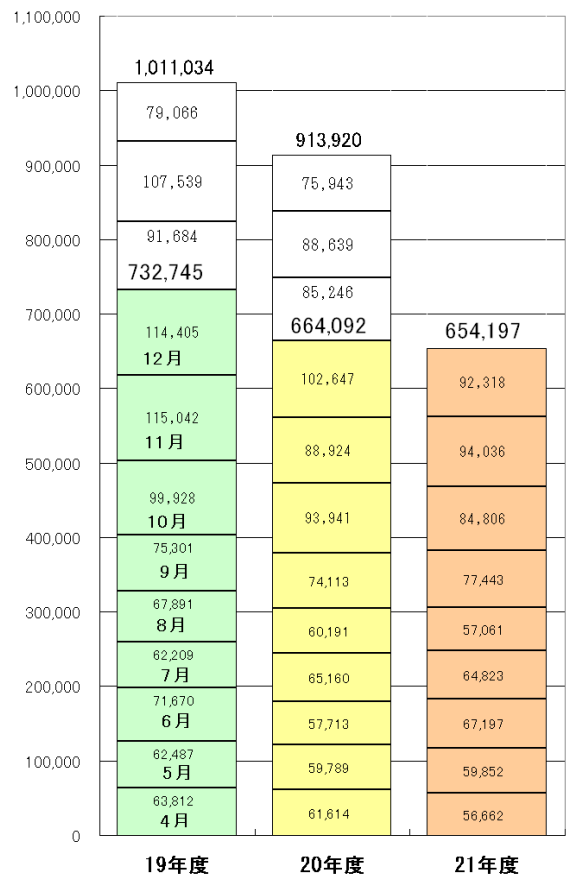
技術センター東部試験所が、平成21年12月21日付けで全生連の認定共同試験場委員会から新たに次の試験項目の認定を受けました。

- ①モルタル及びコンクリートの長さ試験方法
 - ②コンクリートの静弾性係数試験方法
- コンクリートの高強度化等に伴い、乾燥収縮や弾性

係数などの試験が要求されることも多くなっています。ぜひご利用ください。

前年比98.5% 4~12月出荷累計

12月までの生コン出荷は下図(単位m)のとおりです。前年度に比べ、秋口からやや増加の兆もみられ期待していたのですが、新政権の公共工事削減方針などの影響を受け、再び停滞気味の様です。第4四半期は何とか前年並みに伸びて欲しいものです。



話題、ニュース等を下記までお知らせください。

生コン高知編集局

発行人 田邊 聖

編集人 小松 正浩

高知県生コンクリート工業組合

高知県生コンクリート協同組合連合会

高知県高知市城山町 183-5

電話 088-833-3110

FAX 088-833-3242

Mail namakon-kochi@sirius.ocn.ne.jp